

議案第 92 号

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を
改正する条例について

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 16 年
小松島市条例第 17 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年小松島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「面積が10ヘクタール未満の風致地区内」を「風致地区（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。以下同じ。）内」に改める。

第2条第1項中「面積が10ヘクタール未満の」を削り、同条第2項第13号ウを次のように改める。

ウ 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書きに規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15m以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

第2条第3項に次の2号を加える。

（9） 独立行政法人森林総合研究所

（10） 独立行政法人国立病院機構

第3条第1項第5号を次のように改める。

（5） 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（エに掲げるものを除く。）

第3条第1項第25号中「認定電気通信事業」を「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業」に改め、同項第31号中「同法第56条の10第1項」を「同法第78条第1項」に、「同法第57条1項」を「同法第92条第1項」に、「同法第69条第1項」を「第109条第1項」に、「同法70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第94号

市道の路線の認定について

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を別紙のように認定する。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線をつぎのとおり認定する。

路線名及び路線の区間

整理番号	路線名	区 間	起点 終点	重要な経過地	備考
3676	立江76号線	立江町字新開173番地先			
		立江町字新開150番地先			
3731	櫛淵31号線	櫛淵町字中田161番地先			
		櫛淵町字中田162番地先			

議案第95号

市道の路線の変更について

道路法第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を別紙のように変更する。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、つぎのとおり市道の路線を変更する。

路線名及び路線変更の区間

整理番号	路線名	新旧	区間	起点 終点	重要な経過地	備考
1011	立江櫛渕線	新	立江町字清水183番2の地先 櫛渕町字左近田121番地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による終点の変更。
		旧	立江町字清水183番2の地先 櫛渕町字左近田19番地先			
3612	立江12号線	新	立江町字新開166番地先 立江町字新開109番1の地先			県営ほ場整備事業（立江新開地区）に伴う換地処分による起点の変更。
		旧	立江町字新開63番1の地先 立江町字新開109番地先			
3663	立江63号線	新	立江町字豊田225番1の地先 立江町字黒須116番1の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による終点の延伸。
		旧	立江町字豊田225番1の地先 立江町字扇山95番地先			
3665	立江65号線	新	立江町字中ノ坪130番8の地先 立江町字中ノ坪170番地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による終点の変更。
		旧	立江町字中ノ坪3番1の地先 立江町字中ノ坪42番1の地先			
3703	櫛渕3号線	新	櫛渕町字久友152番地先 櫛渕町字外開153番1の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による起終点の変更。
		旧	櫛渕町字久友40番1の地先 櫛渕町字内開49番1の地先			
3708	櫛渕8号線	新	櫛渕町字太田84番地先 櫛渕町字木原139番地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による起終点の変更。
		旧	櫛渕町字太田14番1の地先 櫛渕町字木原13番地先			
3714	櫛渕14号線	新	櫛渕町字中田161番地先 櫛渕町字中田155番地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による終点の変更。
		旧	櫛渕町字中田3番1の地先 櫛渕町字中田88番地先			

議案第96号

市道の路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を別紙のように廃止する。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、つぎのとおり市道の路線を廃止する。

路線名及び路線変更の区間

整理番号	路線名	区間	起点 終点	重要な経過地	備考
3702	櫛渕2号線	櫛渕町字内開70番1の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による廃止。
		櫛渕町字内開11番地先			
3705	櫛渕5号線	櫛渕町字新作11番1の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による廃止。
		櫛渕町字新作32番1の地先			